

西 三 河 都 市 計 画 事 業
岡 崎 駅 東 土 地 区 画 整 理 事 業

住所（所在地）変更手続きのご案内

この冊子は岡崎駅東土地区画整理事業の住所（所在地）
変更手続きについて説明するものです。

手続きが必要になるのは住所変更がされる

令和8年7月18日（土）以降になります。

岡崎駅東土地区画整理事業に関するお知らせは、
岡崎市 HP にも掲載しています。



岡 崎 市

令和8年6月

もくじ

■はじめに	1
■町名地番新旧対照表, 新郵便番号	2
■住所変更区域図	3
■住所変更の届出が不要なもの（市役所等が修正するもの）	4
■住所変更の届出が不要なもの（市が修正するが、補足事項のあるもの）	5
■市から郵送されるもの	6
■ご自身で住所変更の手続をしていただくもの	7
<u>岡崎市等に届出が必要な手続</u>	7
★各種カード等関係	7
★各種手帳	8
★自立支援医療制度	9
★その他医療助成・福祉サービス・手当関係	9
★図書館利用関係	11
★年金関係	12
❖岡崎市に届出が必要な事業者のかた	13
<u>自動車関連の手続</u>	16
<u>登記関係の手続</u>	17
<u>その他個別の事情・契約により必要となる手続（一例）</u>	18
<u>よくある質問</u>	19

お問い合わせ先

岡崎市役所都市基盤部市街地整備課総務清算係

0564-23-6264

平日 午前8時30分～午後5時15分

※令和8年7月1日から窓口・電話受付時間変更

平日 午前9時～午後4時

■はじめに

皆様のご理解ご協力により、岡崎駅東土地区画整理事業は令和8年7月17日に換地処分を行うこととなりました。この換地処分の公告により、施行区域内にあるすべての土地に**新しい地番**が振られます。

これに伴い、公告日翌日の**令和8年7月18日（土）から、施行区域内にお住まいの方の住所、所在する法人の所在地が変わります。**

○住所変更の手続きの時期について

令和8年7月21日（火）以降市民課より順次発送予定の「**住所変更通知**」が**お手元に届きましたら、**住所（所在地）変更の手続きを行ってください。

※施行地区内すべての世帯へ送付するため、時間を要する可能性があります。

法人の所在地変更については**令和8年7月21日（火）以降、「町名地番変更証明書」市街地整備課総務清算係にて無料で発行**します。（17 ページ参照）

○住所（所在地）変更通知用はがきについて

新しい住所（所在地）を各所へお知らせいただけるよう「住所（所在地）変更通知用はがき」を**個人は1世帯あたり20枚、法人は1法人あたり80枚までを無料で**用意します。

岡崎支所（シビックセンター2F）に換地処分の公告時期に合わせ用意しますので、必要な方は受け取りください。

○新郵便番号について

新郵便番号について決定しました。（2 ページ参照）

市 HP にも掲載しておりますのでご確認ください。

○登記事務の停止について

換地処分の公告の日（令和8年7月17日）の翌日から**約4か月予定**ですが、この期間中は、法務局の区画整理地区内の土地及び建物（新築の場合は除く）の登記申請は受付されません。**確定申告で全部事項証明書が必要な場合等については、停止前に取得するようお願い****します。**

登記事務停止が解除され次第、権利者のかたへ登記事務停止解除のお知らせをします。

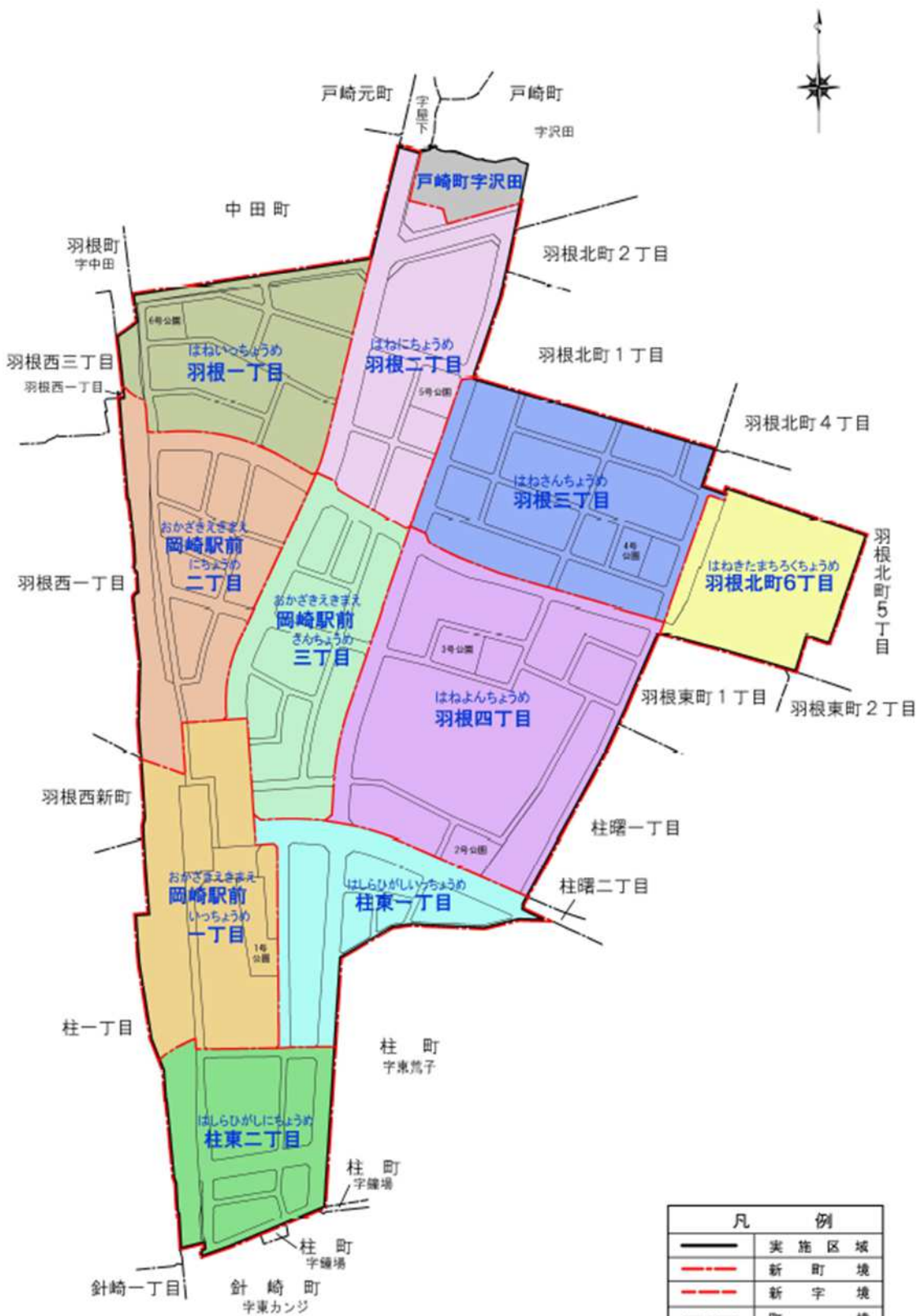
○住所変更周知のご協力について

施行区域内で**アパート、貸店舗、事務所等を経営されている方は、**変更後の住所（所在地）を関係各所へ周知いただきますようお願いいたします。

■町名地番新旧対照表, 新郵便番号

変 更 前	変 更 後
羽根町字中田、北ノ郷、前田及び北乾地の各一部	〒444-0818 はねいっちょうめ 羽 根 一 丁 目
羽根町字中田、北ノ郷、北乾地、貴登野及び池下の各一部	〒444-0818 はねにちょうめ 羽 根 二 丁 目
羽根町字北ノ郷、貴登野、池脇、池下及び長田の各一部	〒444-0818 はねさんちょうめ 羽 根 三 丁 目
羽根町字北ノ郷、若宮、東荒子、池下、及び長田の各一部 柱町字下弁当及び若宮の全部 柱町字上荒子の各一部	〒444-0818 はねよんちょうめ 羽 根 四 丁 目
羽根町字南乾地の全部 羽根町字東ノ郷及び東荒子の各一部 柱町字土取の全部 柱町字下荒子、東荒子及び上荒子の各一部	〒444-0819 おかざきえきまえいっちょうめ 岡 崎 駅 前 一 丁 目
羽根町字西ノ郷の全部 羽根町字北ノ郷、前田、東ノ郷及び東荒子の各一部	〒444-0819 おかざきえきまえにちょうめ 岡 崎 駅 前 二 丁 目
羽根町字北ノ郷、前田、東ノ郷、若宮及び東荒子の各一部 柱町字上荒子の各一部	〒444-0819 おかざきえきまえさんちょうめ 岡 崎 駅 前 三 丁 目
羽根町字東荒子の各一部 柱町字下荒子、東荒子、上荒子の各一部	〒444-0850 はしらひがしいっちょうめ 柱 東 一 丁 目
柱町字東荒子、鐘場の各一部 針崎町字東カンジの各一部	〒444-0850 はしらひがしにちょうめ 柱 東 二 丁 目
羽根町字角田の全部 羽根町字池脇、池下及び長田の各一部	〒444-0831 はねきたましろくちょうめ 羽 根 北 町 6 丁 目
羽根町字北乾地及び貴登野の各一部	〒444-0840 とさきちょうあざさわだ 戸崎町字沢田に編入

■住所変更区域図



■住所変更の届出が不要なもの（市役所等が修正するもの）

変更される内容	関係する機関・部署		
	組織・所属名		市外局番 (0564)
			TEL FAX
住民票、印鑑登録証明書記載の住所	岡崎市	市民課	23-6134 27-1158
戸籍記載の本籍 ※土地区画整理事業の施行区域内に本籍がある人に限ります。			23-6135 27-1158
生活衛生関係施設の所在地の変更		保健所 生活衛生課	23-6187 73-6600
保育園・認定こども園への届出住所		保育課	23-6144 23-6540
浄化槽設置場所住所		廃棄物対策課	23-6871 23-6536
水栓所在地、水道使用者所在地、 水道料金請求先住所		上下水道局 サービス課	23-6350 23-8130
不動産登記簿（土地）の表題部 （所在・地番・地目・地積） 不動産登記簿（家屋）の表題部 （所在・地番・家屋番号） ※所有者名義人などの住所・所在地の変更については、ご自身で届出が必要です。詳細は法務局まで直接お問い合わせください。	名古屋法務局（岡崎支局）		52-6415

■住所変更の届出が不要なもの(市が修正するが、補足事項のあるもの)

本籍・住所変更 手続き対象	関係する機関・部署			備 考
	所 属 名		市外局番 (0564)	
			T E L F A X	
【岡崎墓園】 墓地使用者住所等変更届 兼岡崎墓園墓地利用許可証 書換交付申請書	保健所 保健政策課	墓園管理事務所	46-3260 46-3741	使用者台帳は市で修正しますが、発行済みの利用許可証について、新住所表記に書換えを希望される場合は、対象施設の申請書の提出が必要です。
【岡崎墓園納骨堂】 納骨壇使用者住所等変更届 兼納骨壇利用許可証 書換交付申請書				
【市有中町・欠町共同墓地】 市有墓地使用者住所等変更届 兼市有墓地利用許可証 書換交付申請書				

■市から郵送されるもの

郵送されるもの		関係する機関・部署			詳 細
		所 属 名		市外局番 (0564)	
				TEL FAX	
住所変更通知		市民課	住民記録係	23-6134 27-1158	公告の日の翌日以降、順次新しい住所及び本籍を記載した「住所変更通知」・「本籍変更通知」を郵送します。
本籍変更通知			戸籍係	23-6135 27-1158	
国民健康保険	資格確認書	国保年金課	資格係	23-6167 27-1160	公告の日の翌日以降、順次新しい住所を記載した資格確認書、被保険者証、受給者証等を郵送します。 ※新しい資格確認書、被保険者証、受給者証等が届くまでは、「旧証」をお使いください。 ※母子家庭等医療費受給者証については一斉更新があるため、有効期限までそのままお使いください。
	限度額適用 (標準負担額減額)認定証		給付係	23-6169 27-1160	
介護保険	被保険者証	介護保険課	保険料係	23-6647 23-6520	
医療費受給者証	障がい者	福祉医療課	福祉医療係	23-6148 27-1160	
	精神障がい者				
	子ども				
	母子家庭等				
	後期高齢者福祉				
後期高齢者医療	特定疾病療養受給者証		高齢者医療係	23-6841 27-1160	

■ご自身で住所変更の手続をしていただくもの

岡崎市等に届出が必要な手続

★各種カード等関係

本籍・住所変更 手続対象	必要書類等	関係する機関・部署		備考
		所属名	市外局番 (0564)	
			TEL FAX	
マイナンバーカード・署名用電子証明書	- マイナンバーカード ※住民基本台帳用暗証番号(数字4桁)の入力が必要。 ※署名用電子証明書は、本人のみ手続可能。暗証番号(英数字6文字以上)の入力が必要。	市民課	マイナンバー係 23-6800 27-1158	マイナンバーカード(個人番号カード)は引き続き有効です。マイナンバーカードの表面追記欄に新しい住所を記載し、ICチップの内容を更新します。市民課・支所・市民サービスコーナー(イオンモール岡崎3階)にて、速やかに手続をしてください。 なお、表面記載欄に余白がなく新住所の記載ができない場合、マイナンバーカードの再交付申請をしていただくことになります。詳しくはお問い合わせください。
在留カード・特別永住者証明書	在留カード 又は 特別永住者証明書		届出窓口係 23-6129 27-1158	住居地の変更届出をしていただく必要はありません。ただし、必要に応じて、在留カード、特別永住者証明書の裏に新住所を記載することもできます。市民課(6番窓口)・支所・市民サービスコーナー(イオンモール岡崎3階)にて、手続をしてください。
犬の登録住所		動物総合センター	動物1係 27-0444 27-0422	あいち電子申請・届出システムで犬の登録事項変更届を提出してください。

※ 公告の日(令和8年7月17日)の翌日以降に変更の手続をお願いします。

※ 特定在留カード・特定特別永住者証明書をお持ちの方はマイナンバーカードと同様にお手続きください。

※ マイナンバーカードの暗証番号を忘れてしまった場合、本人確認書類（例：運転免許証、パスポート、健康保険の資格確認書、介護保険被保険者証、基礎年金番号通知書（年金手帳）、医療受給者証等）をお持ちの上、本人に来庁していただく必要があります。

※ 本人又は同一世帯の方以外が手続される場合は、あらかじめお問合せください。

★各種手帳

本籍・住所変更 手続対象	必要書類等	関係する機関・部署		
		所 属 名		市外局番 (0564)
				TEL FAX
精神障がい者 保健福祉手帳	・精神障がい者保健福祉手帳 ・マイナンバー（個人番号）がわかるもの ・来庁するかたの身元確認書類	障がい福祉課	障がい2係	23-7674 25-7650
被爆者健康手帳	・被爆者健康手帳 ・住民票の写し 又は 住所変更証明書	保健所 保健政策課	医務指導係	23-6695 23-5041
身体障がい者手帳	・各手帳、各受給者証、各証明書等 ・マイナンバー（個人番号）がわかるもの	障がい福祉課	障がい1係	23-6154 25-7650
療育手帳				

★自立支援医療制度

区分	本籍・住所変更 手続対象	必要書類等	関係する機関・部署		
			所 属 名		市外局番 (0564)
					TEL FAX
更生医療	受給者証	・自立支援医療受給者証 ・自己負担額上限管理票 ・マイナンバー(個人番号)がわかるもの	障がい福祉課	障がい1係	23-6154
	自己負担額 上限管理票				25-7650
育成医療	受給者証	・自立支援医療 (育成医療) 受給者証 ・マイナンバー(個人番号)がわかるもの	障がい福祉課	障がい2係	23-6180
精神通院	受給者証	・自立支援医療 (精神通院) 受給者証 ・マイナンバー(個人番号)がわかるもの ・来庁するかたの身元確認書類			25-7650

★その他医療助成・福祉サービス・手当関係

区分	本籍・住所変更 手続対象	必要書類等	関係する機関・部署		
			所 属 名		市外局番 (0564)
					TEL FAX
医療助成	養育医療券	・養育医療券 ・本人確認書類	こども家庭センター	母子相談1係	23-7683
	小児慢性特定疾病医療受給者証	・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・マイナンバー(個人番号)がわかるもの ・本人確認書類			23-6833
			保健所健康増進課	成人・難病支援係	23-6069
					23-5071

	特定医療費支給認定		・住民票の写し ※住民票の写しは、17 番窓口にて「証明書交付申請書」を受け取ってから取得して下さい。 手数料が免除されます。 ・各受給者証（票）等の原本 ・本人確認書類	障がい福祉課	障がい2係	23-6180 25-7650
	特定疾患医療給付事業					
	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業					
	B 型，C 型肝炎患者医療給付事業受給者票		・B 型，C 型肝炎患者医療給付事業受給者票	保健所 感染症予防課	感染症対策係	23-5082 23-6621
福祉サービス	障がい福祉サービス	受給者証	・各受給者証, 手当証書等 ・マイナンバー（個人番号）がわかるもの	障がい福祉課	審査給付係	23-6853 25-7650
	地域生活支援事業					
	児童通所支援					
手当等	愛知県在宅重度障がい者手当		・本人確認書類	障がい福祉課	障がい1係	23-6154 25-7650
	特別児童扶養手当		・各手帳、各受給者証、各証書等			
	愛知県心身障害者扶養共済制度					

※住所変更通知は、市民課から郵送されます。

★図書館利用関係

本籍・住所変更 手続対象	必要書類等	関係する機関・部署		備考	
		所 属 名	市外局番 (0564)		
			T E L F A X		
図書館利用者登録	・住所変更通知* ・本人確認書類 ・図書館資料貸出証	中央図書館	資料提供サービス係	23-3111 23-3165	中央図書館、額田図書館、各市民センター図書室、げんき館情報ライブラリーのいずれかの窓口で住所が変更された旨お申し出ください。

※住所変更通知は、市民課から郵送されます。

★年金関係

区分	本籍・住所変更 手続対象	必要書類等	関係する機関・部署		
			所 属 名		市外局番 (0564)
					TEL FAX
加入中	1号（国民年金）	市役所が変更するため、手続は不要です。	国保年金課	窓口年金係	23-6431 27-1160
	2号（厚生年金）	マイナンバーと基礎年金番号が結びついている方は、原則届出は不要です。 マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方は、速やかに事業主へ届出ください。			
	3号（国民年金）	マイナンバーと基礎年金番号が結びついている方は、原則届出は不要です。 マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方は、速やかに事業主へ届出ください。			
	その他の 企業年金・ 年金基金など	加入先の連合会、勤務先の人事・労務部門などへ直接お問合せください。			
区分	本籍・住所変更 手続対象	関係する機関・部署		備 考	
		所 属 名	市外局番 (0564)		
			TEL FAX		
受給中	国民年金	岡崎年金事務所	お客様相談室	23-2637	住所変更の届出が必要な場合がありますので、岡崎年金事務所お客様相談室へ、速やかにお問合せください。
	厚生年金			23-4511	
	その他の 共済年金・ 企業年金・ 年金基金など	現在受給中の年金支給元の連合会などに、直接お問合せください。			

❖岡崎市に届出が必要な事業者のかた

手続対象	必要書類等	関係する機関 ・ 部署		備考
		所 属 名	市外局番 (0564)	
			TEL FAX	
食品営業許可等の変更届		保健所 生活衛生課	食品許可係 23-6068 73-6600	・ 食品営業を行う事業者の住所に変更があった場合は、変更届を提出してください。 ・ 施設所在地の標記に変更があった場合（施設の移転を除く）も、変更届を提出してください。
食品営業許可証の書換え交付申請	・ 食品営業許可証	保健所 生活衛生課	食品許可係 23-6068 73-6600	・ 食品営業許可証の記載事項に変更があった場合は、食品営業許可証の書換え交付申請をして、食品営業許可証の書換えを行ってください。
生活衛生関係施設の変更届		保健所 生活衛生課	環境衛生係 23-6187 73-6600	理容所、美容所、公衆浴場、旅館業、興行場、クリーニング所等の生活衛生関係施設の営業者・管理者の住所に変更があった場合は、変更届を提出してください。
薬事関係施設の変更届等	申請者が法人の場合、登記事項証明書（毒劇物販売業の場合は不要）	保健所 生活衛生課	環境衛生係 23-6187 73-6600	・ 薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器販売業、毒劇物販売業等の薬事関係施設の申請者・管理者等の住所に変更があった場合は、変更届を提出してください。 ・ 施設所在地の変更があった場合は、変更届を提出又は許可更新申請時にその旨を記載してください。 ・ 許可証等の書換え交付を希望する場合は、変更届を提出してください。

薬事関係施設許可証等の書換え交付申請	・許可証等	保健所 生活衛生課	環境衛生係	23-6187 73-6600	・薬事関係施設許可証等の記載事項に変更があった場合は、許可証等の書換え交付申請をすることができます。 ・変更内容について変更届を提出してください。
医療機関、施術所、歯科技工所を開設している方	・届出印	保健所 保健政策課	医務指導係	23-6695 23-5041	速やかに住所変更の手続きをしてください。
介護保険 指定事業者等	・介護保険法に関する変更届出書 ・老人居宅生活支援事業変更届 ・老人デイサービスセンター変更届 ・老人短期入所施設変更届 ・老人介護支援センター変更届 ・老人ホーム事業変更届 ・有料老人ホーム変更届 ・指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する変更届出書 ・その他添付書類	介護保険課	事業所指定係	23-6646 23-6520	

動物取扱業の変更届		動物総合センター	動物1係	27-0444 27-0422	・動物取扱業を行う事業者の住所に変更があった場合は、変更届を提出してください。 ・施設所在地の標記に変更があった場合（施設の移転を除く）も、変更届を提出してください。
動物の飼養・収容許可変更届		動物総合センター	動物1係	27-0444 27-0422	・動物の飼養・収容許可の申請者の住所に変更があった場合は、変更届を提出してください。 ・施設所在地の標記に変更があった場合（施設の移転を除く）も、変更届を提出してください。

自動車関連の手続

必要書類は直接お問い合わせください。

* 本籍が変更になる方は、本籍変更の手続きも必要です。

本籍・住所変更 手続対象		関係する機関・部署		所在地	
		所 属 名	TEL		
運転免許証		愛知県警察	運転免許試験場	052-800-1351	名古屋市天白区平針南 三丁目 605 番地
			東三河運転免許 センター	0533-85-7181	豊川市金屋西町 2 丁目 7 番地
			岡崎警察署	0564-58-0110	岡崎市若松西 1 丁目 1 番地 1
自動車保管場所 証明書					
自動車検査証	普通乗用車 バイク (250CC 超) 等	中部運輸局	愛知運輸支局 西三河自動車 検査登録事務所	050-5540-2047	豊田市若林西町 西葉山 46 番地
	軽乗用車	軽自動車検査協会	愛知主管事務所 三河支所	050-3816-1772	豊田市若林西町 西葉山 48 番地 2

登記関係の手続

名古屋法務局岡崎支局（岡崎合同庁舎 3 階） TEL (0564) 52-6415

1. 区画整理登記に要する期間は、換地処分公告の日（令和 8 年 7 月 17 日）の翌日から約 4 か月予定ですが、この期間中は、法務局の区画整理地区内の土地及び建物（新築の場合は除く）の登記申請は受付されません。したがって、登記申請は法務局の処理が完了する予定の **令和 8 年 12 月以降をめぐりに提出願います。**
2. 不動産登記申請書には、不動産の表示の記載が必要となりますので、区画整理後の物件が特定できる資料（換地明細通知書、登記完了証等）及び岡崎市役所市民課で発行された住所変更証明書をご持参ください。
3. ご自身で登記申請をされるに当たって、登記手続案内を希望される場合、法務局では事前に予約していただく必要があります（電話予約可）。登記の申請に必要な書類や申請書の様式のご案内をいたします。

事項	住所変更手続
不動産登記土地・建物の甲区住所欄 (所有権者の住所欄)	所有者が登記申請書、住所変更証明書（※1）を持参して手続してください。
不動産登記土地・建物の乙区住所欄 (抵当権者等の住所欄)	権利者（抵当権、地上権、賃借権、仮登記など）が登記申請書、住所変更証明書(※1)を持参して手続してください。
会社等の法人の本店・支店の所在地、法人代表の住所欄	変更後 2 週間以内に、法人の代表者等が登記申請書、町名地番変更証明書（※2）を持参して手続してください。

【参考】

管轄法務局	不動産登記管轄区域 (注) 不動産の所在地が管轄区域になります	商業・法人登記
名古屋法務局岡崎支局	岡崎市、額田郡幸田町	岡崎市、額田郡幸田町、豊橋市、田原市、豊川市、蒲郡市、刈谷市、碧南市、安城市、知立市、高浜市、豊田市、みよし市、西尾市、新城市、北設楽郡（設楽町、東栄町、豊根村）

※1 住所変更証明書は市民課、各支所で発行します。（無料）

※2 町名地番変更証明書は市街地整備課で発行します。（無料）

※ 土地・建物登記者の名義が法人の場合は、まず法人登記簿の所在地変更が前提となります。その後、登記申請願います。

※ 土地の表題部（所在・地番・地目・地積）登記、建物の表題部（所在・地番・家屋番号）登記については、市が法務局に変更の届出を行いますので、手続は必要ありません。

その他個別の事情・契約により必要となる手続（一例）

本籍・住所変更 手続き対象	備 考
預貯金通帳	必要な手続・書類等については、各ご契約先に直接お問合せください。
会員権・株式・債権等の 有価証券	
クレジットカード	
各種民間の任意保険 (生命・医療介護・損害・火災・ 地震・自動車・学資保険等)	
電話（固定・携帯問わず）	
ガス・電気	
インターネット回線	
公共放送受信料（NHK）	

※記載されていない事項においても、住所・地番変更により手続が必要となる場合があります。ご自身がサービス等を受けている契約先に、手続内容をご確認
ください。

よくある質問

番号	項目	質問内容	回答
1	手続き関係	市民課以外の部署の手続きも各支所で対応してもらえるか。	大変申し訳ございませんが、各部署の手続き対応を支所で行うことはできません。恐れ入りますが、市役所の各部署にてお手続きいただきますようお願いいたします。
2	手続き関係	各部署や関係機関で必要な手続きについて手続きの順番はあるか。	お手続きしていただく際の順番はありません。なお、各お手続き先で必要書類が異なりますので、必要書類を確認していただくようお願いいたします。
3	手続き関係	障がい者保健福祉手帳や自立支援医療受給者証の住所変更手続きは本人ではなく、代理人での手続きも可能か。	代理人の方でもお手続きをしていただくことが可能です。来所する際に、来所される方の身分証を持参してください。詳しくは担当課（障がい福祉課）TEL：0564-23-7674 までお問い合わせください。
4	手続き関係	マイナンバーカードは住所変更をする前でも有効か。	引き続き有効ではありますが、住所変更等の手続きは必要となります。
5	手続き関係	マイナンバーカードに関する手続きの詳細を教えてください。	詳細については担当課（市民課）TEL:0564-23-6800 までお問い合わせください。
6	手続き関係	住所変更通知は再発行不可とのことであるが、紛失してしまった場合はどうしたら良いか。	市民課窓口にて同一の内容が記載された住所変更証明書（無料）を発行します。発行場所は本庁及び各支所のみで、市民サービスコーナー（イオンモール岡崎）では発行しておりません。
7	税務署関係	住宅ローン控除について、新住所で再度税務署に申告する必要があるか。	税務署に確認したところ、再度申告する必要はないとの回答をいただいています。
8	税務署関係	令和8年度からの税務署への確定申告は、新住所で行えばよいか。	税務署に確認したところ、新住所で申告をお願いしますとの回答をいただいています。
9	登記簿関係	換地処分公告後、登記の書き換えの為に登記事務停止期間が設けられることであるが、いつまで事務の受付が停止されるのか。	法務局に確認したところ、換地処分公告後、4か月程度要すると回答をいただいています。ご不便をおかけしますが、停止解除後には改めて登記事務停止期間解除のお知らせを権利者のかたへ送付させていただきます。
10	登記簿関係	現在相続手続き中であるが、相続人に対し登記事務停止解除の通知は送付されるか。	相続人の方にも送付する予定です。

11	登記簿関係	不動産登記簿の変更はどのように対応するのか。	所在や地積等が記載された表題部については、岡崎市にて変更手続きを行います。一方、所有者等が記載されている権利部については、所有者等の住所の変更は、各権利者様で対応いただきますようお願いいたします。
12	登記簿関係	不動産登記簿の権利部の住所変更は必ずしなければならないか。	令和8年4月1日から義務化されておりますので、なるべく早く早めにお手続きをお願いいたします。
13	登記簿関係	整理後の土地の地目はどうなるのですか。	区画整理登記後の土地の地目は、換地処分時の状況によって定められ、施行者が登記の手続きを行います。
14	郵便関係	郵便番号はどうなりますか。	変更された住所に合わせて、新たな郵便番号となります。冊子の2ページを参照してください。また、市ホームページ・日本郵便Webサイトにも掲載していますのでそちらでもご確認ください。
15	郵便関係	旧住所宛の郵便については手続きをしながらも新住所へ届くのか。	およそ1年間は旧住所宛の郵便物も新住所への配達ができると確認しております。ただし、必要に応じて早めに新住所を相手先にお伝えいただきますようお願いいたします。
16	その他	いつから町名・地番が新しいものになりますか。	換地処分公告（令和8年7月17日）の翌日（令和8年7月18日）から効力が生じます。
17	その他	町内会は変わるのか。	担当課に確認したところ、今のところ町内会の変更の予定はございません。
18	その他	アパートを所有しているが、住民には住所変更を通知しているか。 また、管理会社に連絡した方が良いか。	施行地区内に住民票がある方については、住所変更のお知らせを送付予定です。また、岡崎市から管理会社への連絡はしておりますので、必要に応じて地権者様からご連絡いただけますと幸いです。
19	その他	民間のインターネット契約等における個人の住所手続き方法を教えて欲しい。	相手先ごとに手続きが異なるものと思いますので、お手数ですが各自において各サービス利用先にご確認いただきますようお願いいたします。
20	その他	変更前の住所地でふるさと納税をしたが、何か手続きは必要となるか。	既にワンストップ特例等、申請済のふさと納税においては、新たな手続きは不要と確認しております。
21	その他	事業所、店舗等の所在地変更に伴う印刷物や看板の変更にかかる費用はどのようになるか。	大変申し訳ありませんが、費用負担につきましては、事業所様、店舗様のご負担となります。
22	その他	どうして町名・地番は変更するのか。	今回の変更は土地区画整理事業によるものです。区画整理が行われると、新しく道路が造られ、今まで入り組んでいた町字界は道路に沿ったまっすぐな線へと変わる為、それに伴って町名や地番も新たに設定されます。